

納税標語の入選作品が決定



入選者のみなさんと鈴木助役

市と納税貯蓄組合連合会が募集した納税標語の入選作品が決まりました。応募総数は180点。これら入選作品は看板やステッカーなど納税PRに活用していきます。

第一席

創り出す 未来の都市像 市税から

伊東富美子さん(広面字野添)

第二席

納めます 住みたい秋田にするために
完納で 郷土輝く 飛躍のあきた

小川尚さん(保戸野)
伊藤暢子さん(飯島)

第三席

納税の義務に守られ 明るい社会
税納め 秋田の未来に 夢託す
目立たぬが いつも力になる 納税

久杉かおりさん(土崎港)
進藤義雄さん(広面)
足利信市郎さん(八橋)

佳作

佐々木永太郎さん(飯島) 臼木武二さん(御野場) 星宮七郎さん(新屋) 佐藤茂二さん(港北) 船木範人さん(添川) 薄田啓一郎さん(金足) 佐々木圭子さん(寺内) 松本テルさん(高陽) 進藤悦子さん(広面) 菊地定夫さん(泉)

21世紀のまちづくりを示す 新しい総合都市計画をつくります

このほど市では、第五次秋田市総合都市計画の策定に着手しました。この計画は、平成三十二年(二〇二〇)を目標年次に、市が進めていくまちづくりの総合的な指針となるものです。計画づくりは市民のみなさんご意見を十分お聞きしながら進め、平成十三年度の公表をめざします。

問い合わせ 都市計画課 ☎(866)2152

秋田市総合都市計画は、市のまちづくりの方針や長期的な整備の方向などを定めたものです。この計画をもとに、土地利用のルールづくりや道路・公園の整備、区画整理事業などが進められていきます。市では、昭和二十九年に第一次総合都市計画を策定して以来、おおむね十年ごとに新しい計画を策定してきました。現在の第四次総合都市計画は平成三年に策定されたもので、二十一世紀を目前に控えています。

将来を見据えた新しい計画の必要が出てきました。さらに、平成四年の都市計画法の改正により、全国の市町村に「都市計画に関する基本方針」の策定が義務づけられました。これらの理由から、秋田市でも新たに第五次総合都市計画の策定に取りかかったものです。

市民参加による計画づくりを進めます。新総合都市計画は、平成十三年度の公表をめざします。それに向けて、今年度中にまちづくりの基本理念や市全体の整備方針などを示した全体構想案をつくり出します。そして来年度に地域別のまちづくりの構想案を策定、平成十二年度に計画全体の調整を行う予定にしています。計画策定のため、「第五次秋田市総合都市計画策定委員会」を組織しました。市民団体や行政機関の関係者、学識経験者など十七人の委員のみなさんに計画の内容について議論していただきます。先月の第一回委員会では、計画の枠組みや策定までのスケジュールなどについて話し合ってもらいました。新総合都市計画は、みなさんが暮らしていくまちの長期的な整備方針ですので、市民のみなさんご意見を十分反映する必要があるとあります。来年度から予定している地域の構想づくりでは、懇談会などの開催を予定し、みなさんと一緒に将来のまちづくりを

新築マイホームの固定資産税が半額に

シリーズ8回目は、新築したマイホームにかかる固定資産税の減額制度についてお知らせします。この制度の対象となるかたには、市職員が家屋調査に伺った際に制度についてご説明します。また、適用期間を過ぎると、その旨の通知をお送りし、翌年度から本来の税額に戻る仕組みになっています。

一般の住宅は新築後3年間の優遇
一般の住宅は、新築後3年間、住宅にかかる固定資産税の年税額が2分の1に減額されます(3階建て以上の中高層耐火住宅などは5年間)。

減額の範囲
住宅の居住部分の床面積が120㎡までの場合は、年税額が2分の1に減額
120㎡を超える場合は、120㎡に相当する分が2分の1に減額(120㎡と実際の床面積の比率を年税額に乘じ、その2分の1を減額)

減額制度の対象となる新築住宅
居住部分の割合と床面積(1戸建ての場合)

区分	居住部分の割合	床面積	減額の範囲
専用住宅	全部	床面積40~240㎡	120㎡まで
併用住宅	2分の1以上	居住部分の床面積40~240㎡	

(注) 平成9年1月1日以前に新築された家屋は、床面積が40~200㎡のものが減額の対象となります

課税台帳の登録価格(1㎡あたり)

- ・耐火構造 = 17万6,000円以下
- ・準耐火構造 = 14万4,000円以下
- ・木造 = 11万2,000円以下

【計算例】今年8月に次の住宅を新築した場合を例に、年税額を計算してみます。
構造/木造2階建て 床面積/160㎡ 固定資産税の評価額/1,500万円
通常の年税額 1,500万円(評価額) × 1.6%(税率) = 24万円
減額される税額 24万円(年税額) × $\frac{120\text{㎡(減額される上限床面積)}}{160\text{㎡(実際の床面積)}}$ × 1/2 = 9万円
実際に納める年税額 24万円(通常の年税額) - 9万円(減額される税額) = 15万円
平成11年度から13年度まで3年間続きます。

もっと知りたい

市税のはなし

8